

3. その他の対策

有害因子	作業環境改善の具体的方法
粉 じ ん	<p>(建屋の構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 混在する工程を整理し、汚染作業場所を隔離する。この場合において、汚染作業場所が負圧となるようにし、汚染された空気が他の作業場所に漏れないようにする。 ○ 局所排気装置等による排気に見合った給気が行なわれるよう、また給気口から流入する気流により発じんしないように適切な位置に給気口を設ける。 ○ 床及び壁は不浸透性とし、傾斜をつけて水洗が可能な構造とする。 ○ 床と壁との接合部には、適切な曲率を設ける。 ○ 配線、配管は、天井板の上又は、床の下に設ける。 ○ 原材料が床にこぼれるおそれの大きい箇所については、床面を格子構造とし、その下部で排気を行うか、又は流水若しくはため水によって落下した粉じんを処理する。 ○ 部材としてパイプを使用すること等により、はり、壁、窓枠等に粉じんが多量にたい積しないような構造とする。 <p>(局所排気装置の構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外付け式側方型のフードは、奥行を長くし、粉じんをフード内に落下沈降させる。 ○ ダクト途中にトラップを設け、粉じんを沈降させる。 ○ できるだけフレキシブルダクトの使用は避け、内面のなめらかなダクトを使用する。 ○ 囲い式フード、ダクト等には掃除口を設ける。 ○ 排気口は屋外に設ける。 <p>(原材料等の搬送)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンベアはできるだけトンネル型に囲う。また、コンベアへの原材料の送給の箇所及びコンベアの接続箇所に密閉する設備は局所排気装置を設ける。この場合において、適宜掃除口を設ける。 <p>(原材料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鋳物砂等の原材料には、できるだけ有害性の低い物質を用いる。 <p>(保守管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 密閉する設備、局所排気装置等についてはその性能の保持のためたい積粉じんの除去、ダクトの補修等適切な保守管理を定期的実施する。 <p>(清掃)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋内の粉じん作業場では、就業場所周辺、通路等を毎日掃除し、適宜散水する。
騒 音	<p>(建物の構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 騒音を発する機械の周囲の壁、当該機械が設置してある建屋の天井等には、できるだけ吸音材を貼る。 ○ 騒音を発生する機械と当該機械が設置してある床との間に緩衝材を挿入する。 ○ 騒音を発生する機械の配置を適切に行う。 <p>(保守管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 混練機、型ばらし装置等の動力伝達機構の歯車及びカバー、コンベアへのスプロケット等については、注油、まし締め等の保守管理を定期的実施する。